

生涯学習
出前講座

ふれあいトーク宅配講座のお知らせ



町民の皆さまの「知りたい・学びたい」に応えるため、また、町民と行政が一体となった「まちづくり」を進めていくために「生涯学習出前講座」を開講しております。

行政に関する「制度や手続き・事業」などについて、担当職員が地域へ出向いてお話をします。

別海町民

希望する日の**20日前まで**に、下記メニューから希望講座を選び「講師派遣申請書」を提出してください。
(5名以上のグループ)

受付／問合せ

別海町教育委員会
生涯学習課
TEL75-2111 (内線3712)
FAX75-0637

担当課

日時・内容等の調整・資料作成をし、出前講座の準備を進めます。

講座の
開設

【開催時間】原則平日の午前9時から午後9時までの間

【料金】無料

番号	講座メニュー	担当課	番号	講座メニュー	担当課
1	町議会の話	議 会 事 務 局	22	生活習慣病撃退!! (※2)	保 健 課
2	町の予算と決算について	財 政 課	23	子どもの肥満について	保 健 課
3	自治基本条例ってなあに？	総 合 政 策 課	24	「うつ病」について	保 健 課
4	なるほど納得！北方領土	総 合 政 策 課	25	漁業について	水産みどり課
5	別海町のまちづくり	総 合 政 策 課	26	林業について	水産みどり課
6	友好都市って？	総 合 政 策 課	27	酪農畜産について	農 政 課
7	広報「別海」	総 合 政 策 課	27	バイオガス発電について	農 政 課
8	税のはなし	税 務 課	28	別海町の観光紹介	商 工 観 光 課
9	介護保険制度について	介 護 支 援 課	29	中小企業振興について	商 工 観 光 課
10	障害者手帳とサービス	福 祉 課	30	これからの住宅リフォーム	事 業 課
11	高齢者の在宅福祉サービス	介 護 支 援 課	31	いまどきのエコ住宅	事 業 課
12	介護予防のチェック体験版(※1)	地域包括支援センター	32	下水道の整備	上 下 水 道 課
13	成年後見制度について	地域包括支援センター	33	安全な水が家庭に届くまで	上 下 水 道 課
14	子育て支援と児童手当などの制度について	福 祉 課	34	農業者年金ってなあ～に？	農 業 委 員 会
15	後期高齢者医療制度について	町 民 課	35	救命手当ての基本	消 防 署
16	戸籍と住民票・年金について	町 民 課	36	火災から命を守るために	消 防 署
17	医療制度について	町 民 課	37	なるほど・ザ・べつかい(歴史系)	郷 土 資 料 館
18	生活環境について	町 民 課	38	なるほど・ザ・べつかい(自然系)	郷 土 資 料 館
19	消費生活について	町 民 課	39	別海町の文化財について	生 涯 学 習 課
20	犬を飼うということ	町 民 課			

※1・2については希望するテーマを選択いただきます。

※1 ①運動機能向上編 ②物忘れ予防編

※2 ①身体と病気のメカニズム ②お口の健康について ③食事について

講座の詳しい内容については、ホームページをご覧ください。生涯学習課までお問い合わせください。

問合せ／生涯学習担当(内線3712)



旧奥行臼駅通所の一般公開中止について

史跡旧奥行臼駅通所の駅舎は近年老朽化が著しいため、平成28年度から平成30年度まで大規模な修理工事を実施する予定です。このため今年度より修理に向けた準備を本格化し、耐震診断、修理基本設計、駅舎内部の整理を行うことにしております。これに伴い、**今年度から平成30年度まで駅通所内部の一般公開を中止**いたします。また、常駐する受付員を配置しないことになるため、町指定文化財**奥行臼駅駅舎内部の一般公開も中止**いたします。

なお、一般公開を中止するのは建物内部のみですので、それ以外の見学は従来どおり自由に行うことができます。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

問合せ／生涯学習担当（内線3712）

図書館は、どなたも無料で利用できます

本を借りるときは利用者カードが必要です。
利用者カードはカウンターで即時発行します！

園児・児童については、幼稚園・学校等で移動図書館車を利用するため、担任等が利用者カードを保管している場合があります。その場合、カウンターでお名前をお伝えいただければ本を借りることができます。

子どもの本、大きな活字の本、雑誌、洋書、実用書など様々なジャンルの本が約15万冊あります。当館にない本は、全国の図書館や大学図書館から借りてご利用いただけますので、遠慮なく窓口職員にお申しつけください。

図書館のご案内

- ◆開館時間 午前10時～午後6時（日曜日は午後4時）
- ◆休館日 月曜日（月曜日が国民の休日の場合は火曜日も休館）、国民の休日、図書整理日（毎月最終木曜日）、年末年始
- ◆貸出冊数・期間 1人10冊まで2週間以内（移動図書館車は5冊まで）
＊雑誌の最新号・ビデオ・DVDは館内利用のみ。
- ◆移動図書館車「はくちょう2世号」 絵本から一般書まで、約2,300冊の本を積んで、各地域や各学校、保育園、幼稚園を巡回し貸出ししています。運行は5月13日(火)からを予定しています。日程等の詳細は、来月号でお知らせします。
- ◆初めて本を借り方 利用者カードを発行しますので、カウンターにお申込みください。

第59回 古本市

- と き：4月26日(土)午前10時～午後4時
- ところ：図書館エントランスホール
- 主 催：読書サークル東雲
毎年恒例、春の古本市を開催します。皆さまから寄せられた本を安価で販売し、その収益金で図書館に新刊が寄贈されます。開催に合わせて古本の提供も随時受付けています。

飛び出す絵本展

- 期 間：4月19日(土)～5月11日(日)
- 場 所：図書館カウンター前
子どもの読書週間（4月23日～5月12日）にあわせ、絵本を開くと場面が飛び出すポップアップ絵本を展示します。貸出しはできませんが、すばらしい「しかけ絵本」をご覧ください。

楽しいお話の時間

楽しいお話の時間は、様々な事情により当分の間お休みしています。ご利用されていた方々にはご不便をおかけしますが、ご了承ください。

小さい子のお話の時間

- と き／11日・18日・25日(金) 午前11時～11時15分
- ところ／図書館「お話のコーナー」
- 対 象／0歳～3歳程度
＊図書館職員が赤ちゃん絵本の読み聞かせや手遊びなどをします。

4月の休館日

4月7日・14日・21日・24日（月末休館日）・28日・29日

5月の休館日

5月3日～6日・12日・19日・26日・29日（月末休館日）

休館中の返却は玄関横の返却ポストをご利用ください。

問合せ／図書館 TEL 75-2266・FAX 75-0506 メール tosy@betsukai.jp

平成26年度 シーズン券等の販売について

スポーツセンターから

シーズン券等は、販売所となっている各施設の
開放時間内に購入できます。

販売所

町民体育館・各温水プー
ル（西春別温水プールの休
館日は西公民館で販売。尾
岱沼温水プールの休館日は
支所で1回券のみ販売）

※障がい者手帳をお持ちの
方は、『免除』となります。
シーズン券が必要な方は
各販売所で手続きを行っ
てください。（障がい者
手帳必要）

施設名		開放期間	開放時間	休館日
体育館	町民	4/1～12/24	(平日) 9時～22時 (日曜・祝日) 9時～17時	月曜日(月曜が祝 日の場合は翌日)
	西春別	1/8～3/31		
ファミリースポーツハウス (町民・西春別)		4/1～12/24 1/8～3/31	9時～22時	—
温水プール	別海	4/1～11/24	13時～20時30分 ※7・8月は10時から開放	月曜日(月曜が祝 日の場合は翌日)
	西春別	4/1～11/24	13時～20時 ※7・8月は10時から開放	
	尾岱沼	5/1～10/26	13時～20時 ※7・8月は10時から開放	月曜日

施設使用料

施設名	シーズン券		一回券	
	一般	65歳以上	一般	65歳以上
町民・西春別体育館共通	4,200円	2,100円	100円	50円
町民・西春別ファミリースポーツハウス共通				
別海・西春別・尾岱沼温水プール共通	6,300円	3,150円	310円	150円
別海・西春別・尾岱沼温水パークゴルフ共通				

パーク ゴルフ場 について

町民体育館及び西春別温水プールで4月24日(木)より販売を開始します。町営パーク
ゴルフ場・尾岱沼温水プールでは、オープン後に販売します。(オープン予定5月上旬)

- シーズン券 (一般) 6,300円 (65歳以上) 3,150円
- 一回券 (一般) 310円 (65歳以上) 150円



参加者募集!

【申込み】スポーツセンター
TEL75-2882 FAX75-0418 Eメール sports@betsukai.jp

『エンジョイ★水中運動レッスン♪』

12回コース 締切:4月16日(水)

【講師】別海町健康づくり協会JANE (水中運動インストラクター)



春で～す! 運動を始めるのに持って来い! の水中運動です。プールで楽しく身
体を動かしてみませんか? ウォーミングアップ後は、運動強度を変えた2グルー
プに分かれてレッスンを行います。

★2名のインストラクターが担当するので、その日の体調に合わせて運動レベル
を選べます。

■期間: 4月25日～7月11日(金曜日・12回) 初回は、プールロビーにて開講式を行います。

■時間: 13:30～14:30

■会場: 別海町民温水プール

■対象: 一般町民

■プール入館料: シーズン券 (一般6300円、65歳以上3150円)

一回券 (一般310円、65歳以上150円) または回数券で入館してください。

■持ち物: 水着、水泳用キャップ、ゴーグル、バスタオル、水分補給用ドリンク

■その他: 申込後に、詳細を通知します。

問合せ/スポーツセンター TEL75-2882

平成25年度 定期監査結果の公表

別海町監査公表第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成25年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年1月28日

別海町監査委員 鈴木 英世、下川原 洋、山田 信

1. **監査の実施期間** 平成25年11月25日から12月16日までのうち9日間

2. **監査の対象部局** 全ての部及び部外局

3. **監査の対象事項及び範囲**

監査の対象事項 財務事務等

監 査 の 範 囲 平成25年4月1日から10月31日までに執行された事務事業等

4. **監査の目的、着眼点及び方法**

各部課等が分掌する事務・事業が、関係法令に従って適切かつ効率的に行われているかを主眼とし、あらかじめ提出を求めた資料及び関係書類を審査するとともに、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加えるなどの方法で実施した。

5. **監査の結果**

監査の結果について、事務処理等はおおむね適正に執行されているものと認められたが、一部には次の指摘事項の通り、検討又は改善を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたってはこれらに十分留意し、改善を要するものについてはその措置を講ずるとともに、改善措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(1) **補助金の支出にあたり「会計年度独立の原則」の適用について**

補助金交付対象団体の事業の完了後に支出する補助金は、当該事業の履行があった日の属する年度に支出するべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は、原則当該年度のみである（自治法施行令第143条第1項4号）。しかし、福祉施設等運営補助金の支出にあつては、旧年度（1月から3月）の施設運営に係る補助金と当該年度（4月から12月）の施設運営に係る補助金を合算して当該年度で支出しているもので、「会計独立の原則」の規定に基づいて補助金を支出されたい。

(2) **指定管理者に対するモニタリングの実施（公共サービスの測定・評価）について**

指定管理者制度は、町に代わって民間事業者等に公の施設の管理・運営を複数年にわたり委ねることから、その状況を継続的に把握し、指導・監督を行うことが重要となります。

そのため、自治法第244条の2、第7項、第10項、第11項に基づき、指定管理者が町との協定に従い適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的・継続的提供が可能な状態にあるのかなど監視・評価をしなければならないので、指定管理者のモニタリングを早急に対応されたい。

なお、現在は、福祉部の一部で実施しているものの全庁的になっていないので、モニタリングの手法・実施要領などを含めて、全庁的に実施されたい。

※モニタリングとは：かかる指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例、規則及び協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認する手段です。また、安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるか監視（測定・評価）し、確認内容等の公表を行うとともに、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行い、管理運営の継続が適当でない等と認めるときは指定の取消し等を行う一連の仕組みのことである。

(3) **別海町農業農村情報管理機器の設置及び管理に関する条例、別海町農業機械の設置及び管理条例の継続性や廃止などの検討について**

農業農村情報管理機器の設置及び管理に関する条例については、平成11年12月に制定し、この事業の展開を図ってきたが、14年が経過し、情報機器環境が大きく変わり、本条例による事業が機器環境に適合しない状況にあるので、本条例の継続性（必要性）や廃止などを検討されたい。

また、農業機械の設置及び管理条例については、平成12年12月に制定し、防衛補助により事業を展開してきたが、この事業も13年が経過し農業機械の更新時期にあるとともに管理運営を受託している中春別農業協同組合としても、この間において、自身がすでに更新している機械もあることから、この事業を今後も継続する必要があるのか廃止も含め検討されたい。

(4) **定員管理計画の策定について**

定員（職員）の適正管理は、組織、人員の不必要な膨張を規制し、職務分担の均衡をはかり、少数精鋭に徹した執行体制を確立するうえで欠かせないものである。このため科学的、合理的な定員管理を推進していくうえで、まず、人事長期計画の一環としての定員計画が策定されなければならない。現状においての定員計画は、平成23年度をもって終了しているところから人事管理の長期的な視野にたち定員管理計画を早急に策定し、行政の効率的運営を進められたい。

(5) **町公園遊具の日常安全点検記録簿（点検表）及び点検基準の作成について**

遊具の危険箇所早期発見及び早期対処に努めるためには、遊具の安全点検が必要となる。その安全点検には、定期点検、特別点検及び日常点検とがある。定期点検は、主に専門技術者が定期的に行うものであり、これについては、すでに実施されている。日常点検は、日常点検表に基づき目視、触診等の方法で、事故の原因となる劣化や破損等を早期に発見し、その状況に応じた総合的な判断を行い、適切な維持管理を行うものである。日常点検については、点検表や点検基準に基づいた点検がなされておらず、また、記録もされていない。この点検表や点検基準を作成し、これを基に点検、記録することで遊具の点検業務の効率性と安全性の確保に努められたい。

(6) **中小企業経営安定資金利子補給補助金に係る貸付利率の低減について**

本制度は、町内で事業を営む別海町商工会会員の中小企業が町の指定する金融機関から融資を受け、その融資に係る金利の一部を当該中小企業に対し町が補助するものである。

現在は、全国的に銀行の貸出金利低下が進んでいる環境にある。町は、この中小企業経営安定資金利子について、貸付金利の低減を要請し、町財政の軽減及び中小企業の振興に努められたい。

問合せ／監査委員事務局（内線2810）